

四日市市告示第50号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第15条の規定に基づき四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理者を次のように定める。

平成31年 2月 7日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定日 平成30年12月25日
- 2 公の施設名 四日市市文化会館及び四日市市茶室
- 3 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
 - (2) 代表者 小 菅 弘 正
 - (3) 所在地 四日市市本町9番8号
- 4 指定期間 平成31年4月1日 から 平成36年3月31日

(市民文化部文化振興課)